

広報 さい

2006 (平成18年)

6

No. 442

発行・編集 / 〒039-4711
青森県下北郡佐井村

大字佐井字糠森20

佐井村役場 総務課

TEL : 0175(38)2111

FAX : 0175(38)2492

佐井小野球部 県大会出場

〔詳細はP 14で〕



今月の主な内容

佐井村集中改革プラン… 2～7 住民福祉課から ……12・13

佐井中学校体育祭 …… 8 5月の出来事 ……14

交母だより …… 9 お知らせ ……15

こちら佐井駐在所 ……10 戸籍の窓口・他 ……16

保健師だより ……11

佐井村の人口

4月30日現在

男	1,415 (-5)	計	2,794 (-2)
女	1,379 (+3)	世帯数	1,066 (+1)

() 内は前月比

佐井村集中改革プランを公表します

平成18年3月に策定した「佐井村集中改革プラン」については、広報さい5月号で概要をお知らせしましたが、その全体の内容についてお知らせします。

また、同時に地方公営企業関係として「簡易水道事業」、「下水道事業（特定環境保全公共下水道）」及び「下水道事業（漁業集落排水事業）」も策定したので、併せてお知らせします。

佐井村集中改革プラン

I 事務事業の再編・整理・廃止・統合

1. 事務事業の再編整理等の目標（平成17年度～平成21年度までの5年間における再編・整理等の目標）

実施事項等	目標年度				
	17	18	19	20	21
●収入の確保に関わる取組					
収納対策本部による税の夜間徴収	○				
保育料徴収基準の見直し	○				
健康診査手数料の本人負担金徴収	○				
収納対策本部による奨学資金の収納	○				
●組織・機構の再編に関わる事項					
議員定数の削減（12人→8人）			○		
農業委員定数の削減（12人→7人）	○				
収入役制度廃止助役が兼務	○				
●給与等関連事項					
議員報酬の20%、期末手当加算率なしの5%削減	○				
特別職給料村長30%、助役等20%削減	○				
特別職期末手当加算率なしの5%削減	○				
一般職員給料一律2%削減	○				
一般職員期末勤勉手当加算率なしの3%削減	○				
一般職員管理職手当凍結	○				
●役場内管理費の節減・合理化					
職員で清掃の実施による業務委託料の削減	○				
旅費の改定	○				
村長車の廃止による維持費の削減	○				
●補助金・負担金の見直し					
村観光協会補助金の削減	○				
村商工会補助金の削減	○				
敬老会補助金の削減	○				
●事務事業の見直し					
ごみの収集等委託の見直し（入札制）	○				
清掃業務委託の見直し（時間短縮）	○				

2. 事務事業の再編・整理等を行う際のスキーム

(1)当該スキームの内容、基本的考え方

「佐井村行政改革大綱」策定における組織と同様の「佐井村行政改革推進本部（特別職及び課長級職員）」を立ち上げ、その下部組織である「佐井村行政改革推進部会（課長級及び係長級職員）」で全ての事務事業の検討の上、有識者で構成する「佐井村行政改革推進委員会」で意思決定する。再編・整理に係る基本的な考え方は以下のとおりである。

- 目的が達成され、必要性が低下した等による事務事業の廃止
 - 類似性をもった目的の事務事業の統合
 - 行政関与の必要性、行政効率、効果等の見直しによる縮小
 - 新規事務事業の創設に対する終期設定
 - 目的が達成され、必要性が低下した等による補助金の廃止
 - 類似性をもった目的の補助金の統合
 - 行政関与の必要性、行政効率、効果等の見直しによる補助金の縮小
 - 新規補助事業の創設に対する終期設定
- (2)行政評価を活用する仕組みの導入の有無
- 行政評価制度については、平成18年度以降の早い時期に検討し、集中改革プランの期間中である平成21年度までに、導入を図る。
- (3)外部の意見を取り入れる仕組みの導入の有無
- 一般住民の代表で組織する「佐井村行政改革推進委員会」に諮る仕組みを採っている。

II 民間委託等の推進

1. 公の施設についての取組目標

(1)平成17年度～平成21年度までの5年間の取組目標

実施事項等	対象施設数	取組施設数	目標年度				
			17	18	19	20	21
レクリエーション・スポーツ施設について指定管理者制度の導入を検討 施設名：ケビンハウス他1施設	2	2		○			
同上の施設について、業務委託の導入を検討 施設名：福浦公衆トイレ他3施設	8	4			○		
産業施行施設について指定管理者制度の導入を検討 施設名：津軽海峡文化館	1	1		○			
同上の施設について、業務委託の導入を検討 施設名：佐井漁港トイレ他3施設	7	4			○		
基盤施設について、業務委託の導入を検討 施設名：不燃物処理場他1施設	24	2			○		
文教施設について、業務委託の導入を検討 施設名：農業研修センター他9施設	10	10			○		
医療・社会福祉施設について、民間委託の導入を検討 施設名：佐井保育所	2	1			○		

2. 公の施設以外の施設についての取組目標

(1)平成17年度～平成21年度までの5年間の取組目標

実施事項等	対象施設数	取組施設数	目標年度				
			17	18	19	20	21
全部委託実施済み施設についてはそのまま継続 施設名：種牛牛舎他1施設	2	2	○				
一部委託実施済み施設についてはそのまま業務委託を継続 施設名：佐井村役場	1	1	○				
全部直営施設についてはそのまま継続 施設名：備品保管倉庫他13施設	14	14	○				

3. その他の事務についての取組目標

(1)平成17年度～平成21年度までの5年間の取組目標

取組内容（目標内容）		目標年度				
取組	事務業務名	17	18	19	20	21
全部業務委託を継続	本庁舎夜間警備・一般ゴミ収集・水道メーター検針・ホームヘルパー派遣・在宅配食サービス	○				
一部業務委託を継続	本庁舎清掃・学校用務員事務・道路維持補修、清掃等・情報処理、庁内情報システム維持	○				
全部直営を継続	案内、受付・電話交換・公用車運転・ホームページ作成、運営・調査、集計・総務関係事務（給与、旅費、福利厚生等）	○				

Ⅲ 定員管理・給与の適正化関係

<定員管理の適正化関係>

1. 定員管理の数値目標（平成17.4.1～平成22.4.1）

(1)数値目標の基本的な考え方

厳しい行財政環境の中で、地方分権に伴う役割の増大や住民ニーズの多様化に対応して簡素で効率的な組織・人員体制を確立するため、組織機構の合理化、事務事業の見直しを進めて定員の適正化に努めるものである。

平成17年4月1日現在の職員数は一般行政部門46名で、第8次定員モデル試算値48名と比較して2名の減である。これは平成14年から4年間退職者不補充によるもので、この間8名の減となっており、職員には過重な負担が伴っている。しかし、厳しい財政事情から増員の抑制に努め、今後5年間で更に3名縮減を目標とするものである。

(2)数値目標の設定の仕方

一般行政部門職員は平成17.4.1～平成22.4.1の5年間で43名とし、3名（△6.5%）の減員とする。教育部門では職員を7名とし、1名（△12.5%）減員、普通会計で合計4名（△7.4%）減員し50名とする。全体では4名（△6.6%）減員し57名とするものである。

(3)計画期間内削減計画

○部門別職員数

区 分 部 門	H17	職 員 増 減 数										増減累計 (率)
		増減	H18	増減	H19	増減	H20	増減	H21	増減	H22	
一般行政部門	46	1	47	0	47	1	48	△2	46	△3	43	△3 (△ 6.5%)
教 育 部 門	8	△1	7	0	7	0	7	0	7	0	7	△1 (△12.5%)
普通会計合計	54	0	54	0	54	1	55	△2	53	△3	50	△4 (△ 7.4%)
公 営 企 業 等	7	0	7	0	7	0	7	0	7	0	7	0 (△ 0.0%)
総 合 計	61	0	61	0	61	1	62	△2	60	△3	57	△4 (△ 6.6%)

○採用者・退職者の見込み（平成17.4.1～平成22.4.1の5ヵ年）

区 分 内 訳	18—17年	19—18年	20—19年	21—20年	22—21年	増減累計
定年退職者	0	0	0	△2	△5	△7
採用予定者	0	0	1	0	2	3
増 減 累 計	0	0	1	△2	△3	△4

2. 平成11.4.1～平成16.4.1までの純減実績

○過去の純減実績の内容

区 分 部 門	H11	(12—11年)		(13—12年)		(14—13年)		(15—14年)		(16—15年)		増減累計 (率)
		H12	増減	H13	増減	H14	増減	H15	増減	H16	増減	
一般行政部門	55	54	△1	53	△1	50	△3	49	△1	49	0	△6 (△10.9%)
教 育 部 門	8	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0	0 (△ 0.0%)
普通会計合計	63	62	△1	61	△1	58	△3	57	△1	57	0	△6 (△ 9.5%)
公 営 企 業 等	7	7	0	8	1	9	1	8	△1	8	0	1 (14.3%)
総 合 計	70	69	△1	69	0	67	△2	65	△2	65	0	△5 (△ 7.1%)

<平成11.4.1～平成16.4.1までの過去5年間の増減員の主な内容>

- 平成12年度 退職不補充により△2名、特産品開発に係るスタッフ充実で1名の増員
- 平成14年度 退職不補充により組織・機構を見直し△1名、民間委託の推進で△1名
- 平成15年度 退職不補充により民生部門の業務の縮小で△2名

3. 定員適正化計画の見直し状況

○見直しの経緯、内容等

平成11年度～平成16年度までの定員適正化計画では、総職員数70名に対して終了時までその職員数70名を維持する計画であったが、実績としては5名の減員であり、目標を上回ったものである。

今回の定員適正化計画（平成17年度～平成21年度）の見直しにあたっては、一般行政部門で3名の減員とし、第8次定員モデル試算値48名に対して2名を下回る46名を目標とするものである。その結果、総職員数では5名減員と厳しい体制となるが、定期的な組織機構の検証を行い、簡素で効率的な行政運営を進めるものである。

具体的には、退職者の補充について原則は不補充とするが、大幅な減員となる平成21～22年に対応して必要最小限の採用を行うものである、更に各部門ごとに事務事業の見直し等により行政のスリム化を目指すものである。

<給与の適正化関係>

1. 高齢者職員昇給停止

平成16年4月1日から55歳昇給停止（経過措置あり）

今後については、国家公務員の人事院勧告及び青森県人事委員会の動向を考慮して、その都度検討するものである。

2. 不適当な昇給運用の是正

初任給、昇格、昇給等に関する規則において規定どおり運用していることから、不適当な昇給運用はなし。

3. 級別職務分類表に適合しない級への格付け等の見直し

初任給、昇格、昇給等に関する規則において規定どおり運用していることから、見直しはなし。

4. 退職手当の支給率の見直し

青森県退職手当組合に加入しており、退職手当の運用については国家公務員と同様である。

5. 諸手当の総点検の実施

(1) 特殊勤務手当の適正化

- 佐井村における特殊勤務手当の種類→感染症防疫作業手当、死体処理事業手当
(平成14年3月廃止→村税事務手当、危険作業手当)
(平成15年3月廃止→保育士業務手当)

(2) その他の手当の適正化

- 管理職手当については、財政事情により平成14年4月1日から毎年支給率の割合を減じてきたが、平成17年4月1日から当分の間支給を停止している。

6. 技能労務職の給与の見直し

(1) 国や民間の同種の職種との比較の実施

- 技能労務職の給与の比較については実施する方向で検討する。

(2) 給料表の適正化

- 技能労務職の給料表は、行政職給料表(二)を通し号給にして適用しているが、給与構造改革に合わせて行(二)に切り替える予定である。

7. その他

- 勸奨退職による特別昇給(2号給)の廃止について
人事の刷新を図ることを目的に策定されたものであるが、廃止の方向である。
- 技能労務職は現在4名いるが、民間委託の方針で職員採用を見送っており、将来的には廃止する予定である。

Ⅳ 第三セクターの見直し

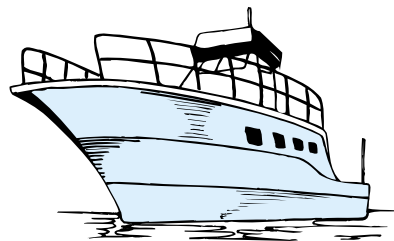
○第三セクター（佐井定期観光株式会社）の概要

当村の第三セクターは、平成元年度に観光産業の振興を主な目的として、観光船の運航を主として設置された。第三セクター設置の背景には、当村には既存の観光船運航事業者はあったが、不定期便の運航だったことから、団体予約客を主な利用客としていて、フリーの観光客はなかなか利用できない状況だった。村では、今後の観光振興対策の重要な問題として受け止め、フリーの観光客も気軽に利用可能な観光船の運航実現のため第三セクター方式の会社を設置し観光船事業に着手した。

会社運営で、観光船運航だけからの収益では経営が厳しいと予想されたことから、会社の事業に「観光土産品などの委託販売業務」や「公共施設に関する管理、運営の委託業務」を加え発足した。

現在は、観光船運航(夏季限定)では年間約20,000人の観光客の利用の他、ヒバ加工製品を主とした物産販売や公共施設である「津軽海峡文化館」や「願掛公園ケビンハウス」の管理委託業務を行っている。

今後も、第三セクター佐井定期観光株式会社が果たす役割は、産業振興や住民福祉に寄与していくものと考えられる。



既存法人の見直し

1. 第三セクターの統廃合・整理等見直しに関する総合的な指針・計画の策定

(1)平成17年度～21年度までの5年間の取組目標

取組内容（目標内容）	対象法人数	取組法人数	目 標 年 度				
			17	18	19	20	21
出資・出えん比率25%以上の団体を対象に総合的な指針・計画を策定	1	1		○			

2. 第三セクターの統廃合・整理等見直しの実施予定

(1)平成17年度～21年度までの5年間の見直し状況

見直し内容（目標内容）	対象法人数	目 標 年 度				
		17	18	19	20	21
その他（業務内容の検討・精査） これまで、村からの管理委託業務は随意契約方式で3施設行ってきたが、H18年度から指定管理者制度の導入が始まることで、指定管理者として引き続き業務を受けるため、これまでの業務全般を精査した。なお、H18年度からは、「津軽海峡文化館」の指定管理者として決定された。	1		○			

監査・点検評価・情報公開の体制等

1. 監査及び点検評価の実施状況と今後の整備目標

(1)平成17年度～21年度までの5年間の取組目標

取組内容（目標内容）	対象法人数	取組法人数	目 標 年 度				
			17	18	19	20	21
村監査委員による監査の実施を検討	1	1		○			
村監査委員による監査の実施予定	1	1			○		

- ・第三者（有識者）等で構成される委員会等で点検評価を行い、堅実で安定した経営を図る。（目標年度平成20年度）

2. 情報公開実施状況及び取組目標

(1)平成17年度～21年度までの5年間の取組目標

取組内容（目標内容）	対象法人数	取組法人数	目 標 年 度				
			17	18	19	20	21
財務諸表の概要、財政支援の状況・必要性・今後の見直しについて、HPで公開	1	1		○			

役職員と給与の見直し

1. 役職員数の削減計画

(1)平成17年度～21年度までの5年間の取組目標

取組内容（目標内容）	総 数	削減目標数	目 標 年 度				
			17	18	19	20	21
役 員 の 削 減	10	0					
職 員 の 削 減	7	3	3				

2. 今後の給与の見直し計画

(1)平成17年度～21年度までの5年間の取組目標

取組内容（目標内容）	総 数	削減目標数	目 標 年 度				
			17	18	19	20	21
役 員 給 与 の 削 減	10	0					
職 員 給 与 の 削 減	7	4		○			

- ・18年度内に村内他事業者等の給与水準の状況を調査し、見直しを行う。

簡易水道事業集中改革プラン

1. 経営改善の推進（平成17年度から21年度までの取組内容）

1. 収入の確保策

- (1) 料金の見直し・・・H18及びH21に改定（改定率10%）
（H18から4,100千円／年、H21からさらに4,100千円／年）
- (2) 未収金対策・・・収納対策本部を活用して戸別訪問を実施する。（50千円／年）

2. 支出削減方策

- (1) 人件費の削減・・・職員1人減（8,294千円／年）
H17から給料2%、期末・勤勉手当3%削減（64千円／年）
- (2) 物件費の削減・・・H18に対前年度100千円／年、H19以降50千円／年を削減

2. 定員管理・給与の適正化（平成17年度から21年度までの数値目標）

- ・佐井村集中改革プランのⅢ定員管理・給与の適正化関係を参照願います。

下水道事業（特定環境保全公共下水道事業）集中改革プラン

1. 経営改善の推進（平成17年度から21年度までの取組内容）

1. 収入の確保策

- (1) 料金設定の考え方・・・H19から、一部（大佐井・矢越地区）の供用開始を予定しているが、すでに供用を開始している漁業集落排水事業と同様に設定予定。

2. 支出削減方策

- (1) 人件費の削減・・・H17から給料2%、期末・勤勉手当3%削減（64千円／年）
- (2) 物件費の削減・・・H18から一部供用開始となることから、維持管理に係るものが具体的に把握できないことから、最小の経費で最大の効果をだせるよう努める。

2. 定員管理・給与の適正化（平成17年度から21年度までの数値目標）

- ・佐井村集中改革プランのⅢ定員管理・給与の適正化関係を参照願います。

下水道事業（漁業集落排水事業）集中改革プラン

1. 経営改善の推進（平成17年度から21年度までの取組内容）

1. 収入の確保策

- (1) 料金設定の考え方・・・H17から、漁業集落排水が全地区供用を開始しているが、料金については、当分の間現況のままで継続する。
料金改定時期については、供用開始5年にあたるH21以降に料金の引き上げを検討する。

- (2) 未収金対策・・・未収金が発生した場合、収納対策本部で戸別訪問を実施する。

2. 支出削減方策

- (1) 人件費の削減・・・H17から給料2%、期末・勤勉手当3%削減（84千円／年）
- (2) 物件費の削減・・・H17から対前年度比50千円／年を削減。

2. 定員管理・給与の適正化（平成17年度から21年度までの数値目標）

- ・佐井村集中改革プランのⅢ定員管理・給与の適正化関係を参照願います。



闘 ~疾風のごとく ゴールへ超特急~ 志

5月21日(日)、佐井中学校体育祭が晴天の下、盛大に行われました。全校生徒62名の気合の入った行進や徒競走は観客を魅了しました。



それ引けー頑張れ!



声高らかに選手宣誓をした赤組・白組の団長



もう少しでゴールだ

聖火を高々と揚げて入場



フレーフレー
白組 熱の入った応援だ



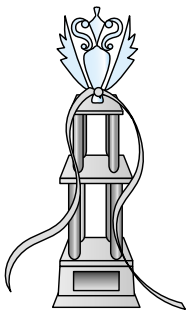
うわぁ前が見えないぞ



100m走はだれが1位かな?ピース♡



応援合戦
(赤組の勇壮なソーラン)



青空のもと62名の力強い行進です



★ 道路をきれいね！ ★



四月三十日(日)、交通安全母の会は、これから観光シーズンに入り、来村する多くの観光客が安心して運転できるように高橋農場付近道路沿いのゴミ拾いを行いました。

交母だより



佐井村
交通安全母の会

みんなで続けていこう！
交通死亡事故ゼロ
次の目標は3,500日

記録

3,100日

(6/1現在)

早めの点灯で歩行者に車の存在を知らせよう！

六月の早めの点灯時間は五時三十分です。



五月十六日(火)、交通安全母の会、駐在所連絡協議会では一年間雨・風・雪などで汚れたカーブミラーを清掃しました。運転者のみなさん、きれいになったカーブミラーを見て、対向車や歩行者に気をつけてください。

カーブミラー清掃

地域ぐるみで暴走族を追放しよう

暴走族とは、「改造バイク、四輪車」で、爆音、暴走行為や蛇行運転、信号無視等の行為を繰り返し、地域住民に危険、迷惑を及ぼしている集団です。

また、暴走族は、暴走行為だけではなく強盗、傷害、恐喝、窃盗事件を繰り返している犯罪集団であり、背後には暴力団組織が隠れており、いったん暴走族に入ってしまうと、抜けようとするときにリンチを受けたり、「脱退料」としてお金を取られたりしています。

○家庭では…

- 友人関係に配慮して、親同士で連絡を取り合いながら、暴走族への加入防止及び暴走族からの脱退をさせましょう。
- 二輪車や四輪車のマフラーの不法改造を見かけたら、家族で注意しましょう。
- 暴走運転による迷惑性、危険性、交通事故の悲惨さ、その責任の重大さについて話し合しましょう。

○地域・職場では…

- 暴走族根絶運動に積極的に参加するなど、地域や職場ぐるみで「暴走族3内運動」(暴走しない、させない、見に行かない)を展開しましょう。
- 暴走族の集まりやすい場所の管理を徹底して、集合しにくい環境づくりに努めましょう。

住民1人ひとりが監視の目を光らせて、暴走できない街をつくりましょう。

けん銃の摘発にご協力を！

～旧軍用けん銃が眠っていませんか？～

旧軍用けん銃とは、第二次世界大戦以前に軍隊関係者が持っていたけん銃のことです。現在も押入やタンス、蔵などに眠っているかもしれません。戦時中の持ち物を今一度確かめて見てください。

自主的に提出すれば、処罰を免除されたり、軽くなるように法律で定められています。発見したら申し出てください。また、どんな小さな情報でもかまいませんので関連情報をお寄せください。

◇お問合せ けん銃110番 017-735-1074

振り込め詐欺にご注意を！

手口～その1

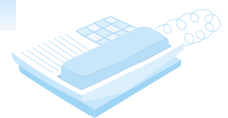
商品を購入しましたね。(アダルト系)

あなたは当社の会員となっておりますので会費を振り込んでください。

その2

息子さんが事件を起こしました。

示談をしないと息子さんが警察に逮捕されることになります。示談金を振り込んでください。



まだまだ続くさまざまな詐欺手口…気をつけよう!!

不審に思ったら振り込む前にまず相談を…

夢をかたちに青森県警 警察官(大卒)採用！

青森県人事委員会及び青森県警本部では、大学卒業(見込)者を対象に警察官Aの採用試験を行います。

受付期間 5月29日(月)～6月23日(金)

第一次試験 7月9日(日)

試験場所 青森市

詳細は、大間警察署又は佐井駐在所へお問合せください。



駐在日誌 ～4月中の事件・事故概況～

【事件】 車上ねらい…1件 福浦地区 【事故】 物損事故…1件 大佐井地区

事件、事故に遭わないよう、起こさないよう、みんなで気をつけましょう

みんな笑顔で「はっ ハっ 歯っ」

歯
健
師
科
だ
よ
り



いきなりですが、クイズです。さあ、○×どちらでしょう？

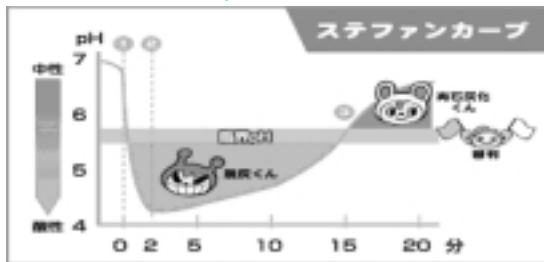
- Q 1. 一度にたくさんのおやつを食べる子ほどむし歯になりやすい
- Q 2. 乳歯は生えかわるので、乳歯のむし歯は放置してもよい

6月4日は、その数字にちなんで「むし歯予防の日」とされていることや、6月4日～6月10日までは「歯の衛生週間」と呼ばれていることをご存知の方も多いかと思いますが。

そこで、今月は『こどものむし歯予防』に注目してみたいと思います。さて、みなさんは上のクイズの答えは○と×のどちらだと思いますか？正解は……、どちらの答えも「×」です。



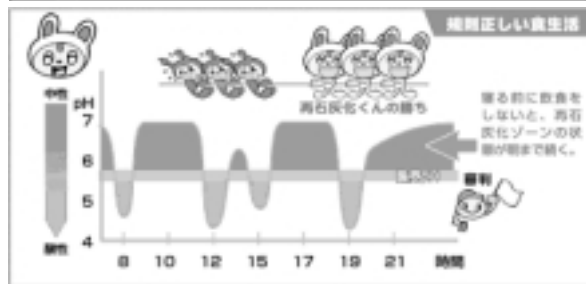
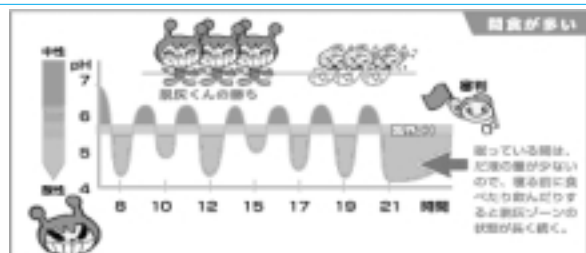
解説1. おやつ量の回数や食べる時間帯が深く関わっています。



普段私たちの口の中のPHは「中性」に保たれていますが、飲食などによってPHが「酸性」に傾くと歯の中からカルシウムやリンが溶け出します。なので、口の中が「酸性」になっている時間が長いほど、むし歯はできやすくなります。

上の図の見方 ～脱灰と再石灰化～ ここがポイント

- ①のところで飲食しています。すると、ほとんどの食品は酸性なので、口の中のPHも急速に酸性に傾きます。
- ②は飲食2分後です。歯の中にカルシウムがとどまっていたPH(臨界PH)より低いので、歯の中からカルシウムやリンが溶け出している状態(脱灰)です。
- ③になると、だ液などの働きにより口の中のPHは臨界PHより高くなるため、歯の中にカルシウムやリンが戻っている状態(再石灰化)になります。



解説2. 乳歯のむし歯を放置しておくと、永久歯の歯並びや歯質、食生活等に悪い影響がでてきます。歯並びが乱れる原因に！

痛くて噛めないから好き嫌いが・・・

えっ、あごの発達が遅れる!?

永久歯にも思わぬ影響がっ!!

乳歯には永久歯が生えてくるスペースを確保するという役目があります。ひどいむし歯の状態にいたり、早い時期に抜けてしまうと、隣り合っている歯が本来の場所から移動し、永久歯が生えてくる場所を確保できなくなってしまいます。むし歯によって早い時期に乳歯が抜けたからといって、永久歯がすぐに生えてくるというわけではありませんので、本来生えるべき場所を教えてくれる乳歯が無いと、思わぬ場所から永久歯が生えてくる可能性があります。

また、歯の根の先などに膿がたまるくらいひどくなると、乳歯のすぐ下でつくられている永久歯の表面を溶かしてしまふことがあります。

そればかりではなく、歯が痛いために食べられるものが限られてきたり、噛むことが少なくなることであごの発達が遅れたり、お子さん自身がむし歯の多いことを気にしてしまつて引け目を感じてしまつたりと思わぬ影響がでてきます。

乳歯は生えかわるからとむし歯を放置せず、早期にきちんと治療を受けましょう。もちろん、むし歯にならないように予防も大切です。



乳歯が早期に抜けると、隣り合った歯が移動。永久歯が生えるスペースが確保できなくなります。



乳歯のむし歯が重症な上に根元に病巣がある場合、その下から生えてくる永久歯の歯質に影響が出てくることもあります。



乳歯の下には、まるでたまごで大切に包まれたような永久歯が見えます。

健康な永久歯を育てるには乳歯からが大切!!

※今月は、歯科衛生士と保健師と一緒にこのページを作りました。

飼い主の皆さんへ、「犬」「ねこ」の引取りが有料となります。

「犬」「ねこ」の引取りはこれまで無料で行われてきましたが、平成18年4月1日から青森県動物取扱業登録申請手数料等徴収条例が施行され、手数料を納入することになりました。

これから、「犬」「ねこ」の引取りを求める方は、下記の手数料に相当する青森県証紙が必要となります。村へ引取りをお願いする方は、佐井村商工会で青森県証紙を購入の上、持ち込んでください。青森県動物愛護センター・各保健所相談窓口にて直接持ち込む方はそちらで青森県証紙を購入できます。

生後91日以上「犬」「ねこ」	1匹につき	1,000円
生後91日未満「犬」「ねこ」	10匹までごとに	1,000円

※一度飼ったペットは、飼い主の責任のもと最後まで面倒を見ましょう。愛護動物をみだりに殺し又は傷つけた場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。また、みだりに虐待したり、遺棄した場合は、50万円以下の罰金が科せられます。飼っているペットの面倒を見られなくなった場合は、青森県動物愛護センター又は保健所内相談窓口にご相談しましょう。

相談窓口	
青森県動物愛護センター	017-726-6100
むつ保健所内動物愛護センター相談窓口	0175-24-1231

自動車税休日・夜間窓口開設のお知らせ

下北地域県民局県税部（旧むつ県税事務所）では平日の窓口に加え、次のとおり休日及び夜間の窓口を開設し、自動車税の納付や納税相談の受付を行います。

6月24日(土)及び25日(日) 午前8時30分から午後5時15分まで
6月26日(月)から6月30日(金) 午前8時30分から午後8時まで

※納期限の6月30日まで又は一時に納付できない事情のある方は、納税相談や納付を受け付けていますので、ご来所ください。

◇お問合せ 下北地域県民局納税部納税課 22-8581

内閣総理大臣名の書状を贈呈します

～請求期限は、平成19年3月31日～

先の大戦において、外地等（事変地の区域又は戦地の区域）に派遣され、戦時衛生勤務に従事された旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦の方（慰労給付受給者は除く。）に対して、そのご苦労に報いるため内閣総理大臣名の書状を贈呈します。ご本人またはご家族からのご連絡をお待ちしております。

◇請求用紙は、佐井村役場住民福祉課住民係（38-2111）に用意しております。

◇お問合せ 総務省大臣官房管理室 業務担当 03-5253-5182

国民年金だより

役場住民福祉課 ☎2111

青森社会保険事務局

むつ事務所 ☎2278

国民年金額は改定されました

平成17年の年平均の全国消費者物価指数が、対前年マイナス0.3%であったため、平成18年度の年金額は、前年度より0.3%少ない額となります。

老齢基礎年金（満額・40年間納めた場合）	792,100円
障害基礎年金（1級）	990,100円
（2級）	792,100円
遺族基礎年金（子のある妻）	1,020,000円
（子のみ・1人）	792,100円

※平成18年4月分から新しい年金額となりましたので、6月の定期支払（4月分及び5月分）から変更となります。

免除制度をご存知ですか

国民年金では、所得が少ないなどで保険料を納めるのが経済的に難しい方に対して、申請して認められると保険料が免除または猶予される制度があります。次の3種類です。①免除制度 ②若年者納付猶予制度 ③学生納付特例制度

※若年者納付猶予制度と学生納付特例制度は、反映されません。手続は、住民票のある市町村国民年金担当窓口です。

「未納」と「免除」はこんなに違います

未納		免除
資格期間に入りません。	年金を受け取るための資格期間には？	資格期間に入ります。障害・遺族基礎年金を受けるときは、保険料納付済み期間と同じ扱いになります。
老齢基礎年金額は、反映されません。	受け取る年金額は？	免除を受けた期間の老齢基礎年金額は評価されます。 ●全額免除 3分の1が反映 ●4分の3免除 2分の1が反映 ●半額免除 3分の2が反映 ●4分の1免除 6分の5が反映
納期限から2年過ぎると保険料を納めたくても納められません。	保険料はいつまで納められるの？	10年前の分までさかのぼって納めることができ、年金額を満額にちかづけることができます。ただし、免除された当時の保険料に一定の加算がつきます。

困ったときは民生委員・児童委員にご相談ください

佐井村には、12名の民生委員・児童委員と主に児童のことについて相談を受ける主任児童委員2名が厚生労働大臣から委嘱され活動しています。

日常生活の中で、生活に困窮しているときや、老人福祉、児童福祉、障害福祉などで困っている場合などは、気軽に近くの民生委員・児童委員に相談してください。相談内容や相談者の氏名などは、秘密にされていますので、ご安心ください。なお、担当地区は下記のとおりとなっています。



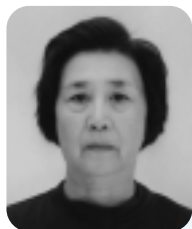
氏名	担当地区	電話	氏名	担当地区	電話
中村 喜一	中道、黒岩、谷地町、浜町地区	38-2617	坪谷 和子	川目地区、新町、八幡堂地区	38-2614
宮本 義美	大町、古佐井新町、緑町地区	38-2507	山田 厚子	仲町、浦町、大佐井浜町地区	38-2290
金澤 弘子	大瀬戸、川原町、工場町、浄土寺小路地区	38-4106	東出 ミヤ	川向、台場、糠森地区	38-2036
横浜 昭彦	矢越地区	38-2704	金沢 ひろ子	原田地区	38-4033
横浜 英毅	磯谷地区	38-2023	大石 光明	長後地区	38-5406
田中 豊衛	福浦地区	38-5130	竹内 栄一	牛滝地区	38-5816

主任児童委員（主に児童の成育に関する相談を行います。）

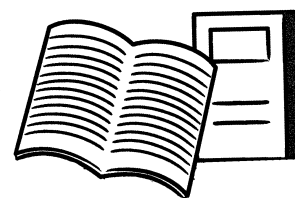
佐々木 好子	村内全域を担当	38-2276	舘脇 美雪	村内全域を担当	38-2678
--------	---------	---------	-------	---------	---------

※委員の皆さんが不在の場合は、役場住民福祉課（38-2111）又は、関係する団体等にご連絡ください。

青森地方法務局長表彰受賞



5月19日、佐井村人権擁護委員川岸延子氏は、多年にわたる地域住民の人権擁護と人権思想の普及高揚に貢献された功績により青森地方法務局長表彰を受賞されました。おめでとうございます。



平成18年度村県民税（1期）、介護保険料（1期）納期は
6月30日（金）です。忘れずに納入しましょう！



5月の出来事



佐井小野球部県大会出場!!

野球シーズンに入り、むつ市で下記大会が行われ、選手たちは日頃の練習の成果を発揮し、6月10日～11日に蓬田村で行われる県大会に出場を決めました。

【第26回全日本学童軟式野球大会むつ地区予選大会】

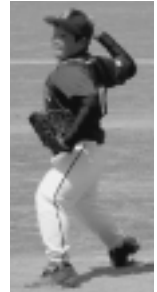
2回戦 佐井 6 - 3 桜川
準決勝 佐井 0 - 7 苫生ジュニアA

【第31回青森県スポーツ少年団フェスティバル

軟式野球競技会むつ地区予選】

2回戦 佐井 20 - 4 苫生ジュニアB
準決勝 佐井 8 - 1 関根
代表決定戦 佐井 13 - 6 第一田名部小

(決勝は都合により行われませんが、佐井小野球部は抽選により第2代表として県大会に出場します。)



盛岡に再び響く“佐井中SOUND” ～第5回東北中学校吹奏楽ジョイントコンサート～



下北はまだまだ寒さの続く5月の連休。私たちは再びこのステージに戻ってきた。緊張だらけの昨年は、それでもこのコンサートを大きなステップにして、飛躍的に成長した。今年は人数も減り、たった10人で演奏していた冬の期間には想像もできない「ステージでの発表」ではあったが、新生佐井中学校、そして我が吹奏楽部の救世主ともいべき2人の3年生、そして将来有望な新人1名が加わったことで、新たなサウンドができあがった。

会場について私は、部長ともう一人の3年生が、入ってくる参加校の生徒に、進んで大きな声で「こんにちは！」とあいさつしていたことにびっくりした。同時に、変にはずかしがって立ち止まるような姿は全くなく、洗練された子供たちのように見えた。

ステージでは、成長を感じさせる「堂々とした」演奏であった。多くの先生方からは「全く違うバンドになった」という言葉とともに、ソロを吹いた「ユーフォニアム」が大絶賛を受けた。全国大会常連の先生方をうならせる音色が「佐井中にある」という確かな手応えも、生徒一人一人が感じたはずである。しかし、今年の生徒は決して「おごらない」。自分たちの成長も、昔から多くの先輩方が築いてきた「佐井中吹奏楽部」という伝統があり、昨年格段の成長をとげた先輩たちがいたからこそ自分たちがあるのだという意識を忘れてはいない。多くの人たちに感謝しつつけながら大きく成長していく13名の仲間たち。故郷佐井村のためにも、頑張りたいという生徒もいるメンバーの今年の活動がスタートをきった。精神面で大きく成長をとげた今年の吹奏楽部は、また新たな旋風を巻き起こすに違いない。間違いなくすてきな音楽ができる…そんな子供たちと出会えて幸せだと改めて思った2日間であった。



◇品田 珠枝、三戸 里緒、田中理栄子、金澤真里子、石戸 由紀、福田 沙織
中村 起与、川岸 千尋、館脇 志穂、磯川 一世、奥本 侑、萬谷 春奈、斉藤 愛里

佐井中学校大健闘!!

5月に入り、中学校では各部の大会のシーズンに入りました。佐井中学校陸上部では好成績者が続出し、練習の成果を発揮しました。なお、その他の結果は下記のとおりです。

＜陸上部＞

むつ市春季陸上選手権大会

110MH 第1位 中村瑛二 砲丸投 第1位 中村瑛二
110MH 第2位 布施勇氣 200M 第2位 布施勇氣
走高跳 第3位 津田智博 100MH 第1位 石澤有衣

青森県春季陸上選手権大会 女子100MH 第8位 石澤有衣

＜野球部＞

全日本軟式少年野球大会むつ下北地区予選 佐井中 2 - 3 風間浦中

＜卓球部＞

青森県春季卓球競技選手権大会 2回戦 間山貢樹、佐賀信博、若山知香



佐井中学校陸上部

お知らせコーナー

「財」労災年金福祉協会から

当協会では、労災補償全般に関する各種相談に応じています。労災の年金・介護・生活問題・心配ごと。仕事の疲れからくる健康・精神的悩みなど、「過労死」等の相談にもご利用ください。相談は随時受け付けています。秘密は厳守、相談は無料です。

◆お問合せ 財労災年金福祉協会
青森労災年金相談所
〇一七―七三―四一七五七―

電波利用保護旬間

目に見えなくても、不法電波は私たちの暮らしや社会の迷惑です。電波はみんなの財産です。「不法無線局」をなくし、正しく電波を使いましょう。

◆期間 六月一日～十日まで
◆お問合せ 総務省 東北総合通信局 相談窓口
〇二一―二二―一〇六四―

「再就職準備セミナー」 再び働きたい人に

◆日時 六月七日 十時～十二時三十分
六月八日 十三時三十分～十六時
◆場所 下北文化会館(第三集会室)
◆内容 インターネット就職情報・職務経歴書・株情報・年金の計算等 など
◆定員 二十人
◆受講料 無料
◆希望により託児をいたします。(一歳～未就学児)
◆申込締切 六月二日(金)まで
◆お問合せ (財)21世紀職業財団青森事務所
〇一七―七七―六一二〇二八

民事調停を いそいそと

民事調停は、民事訴訟と並ぶ民事に関する紛争の解決方法の一つで、当事者同士が話し合い、お互いが譲り合って紛争を解決することを目的とした制度です。手続は非公開で、誰でも安心して行うことができます。この民事調停には、民間から選ばれた良識のある調停委員が手続に関与しています。調停委員は、公正中立を旨とし、双方の言い分を十分に聴き、当事者の合意に向けたあつせんをします。

民事調停を行う簡易裁判所の窓口には、民事調停に関する各種リーフレットのほか、よくあるトラブルの 패턴にに応じた調停申立書のひな型が備え付けられ、手続に関する相談や説明も行われていますので、特別の法律知識がなくても簡単に民事調停を申し立てることができます。

◆お問合せ むつ簡易裁判所 二二―二七―二二

出前トーク、人気です。

県の職員がみなさんの集会や学習会にお伺いして県政に関する様々なテーマについてご説明します。たくさんのご注文をお待ちしております。

◆対象 営利を目的としない、概ね二十歳以上の方が参加する集会、学習会
◆日程 原則としてご希望に合わせます。(土・日・祝日、夜間も可)
◆経費 職員が伺うための経費は無料です。

◆お問合せ 青森県企画政策部政策調整課
〇一七―七三―四一九一三八

募集コーナー

一部事務組合下北医療センター むつ総合病院薬剤師募集

◆受験資格 免許をお持ちの方または平成十九年五月三十一日までに免許を取得する見込みの方
◆試験日時 平成十八年七月二日(日) 九：〇〇～
◆試験場所 むつ総合病院
◆試験方法 ・教養試験 ・一般性格診断検査
・小論文試験 ・面接試験

◆申込書の請求 申込書類は、総務課人事係で交付します。なお、郵便で請求する場合は、封筒の表に「受験申込書類請求」と朱書きし、返信用封筒(角2封筒に二〇〇円切手を貼ってあて名を明記)を同封してください。
◆申込受付期間 六月一日(木)～十五日(木) 午前八時三十分～午後五時 ※土・日曜日を除く。
※郵送の場合は、六月十五日(木)の消印有効

◆お問合せ むつ総合病院総務課人事係
二二―二二―一(内三二二)

小学生～高校生のための 夏休み海外派遣

◆内容 ホームステイ・ボランティア・文化交流学校体験英語研修・地域見学・キャンプ・野外活動・無人島キャンプ等
◆派遣先 米国・英国・豪州・カナダ・ニュージーランド・シンガポール・サイパン・カンボジア・フィジー

◆参加費 小三～高三の方まで 十四万～五万四千四百九十八円
◆締切 六月九日(サイパン・オーストラリアスクール体験・フィジー・オーストラリアジュニア)を希望の方
六月二十日(右記以外の事業)
◆お問合せ (財)国際青少年研修協会
〇三―三三―三五九一八四二―

佐井定期観光(株)

第1回アルサス物産市場開催の様子



◆◆ イベント情報 ◆◆

- 6月10日(土)・11日(日) ウニまつり
- 6月25日(日) 第2回アルサス物産市場
- 7月23日(日) 第3回アルサス物産市場

6月6日(火)A TVで、仏ヶ浦とアルサスのイベントの紹介
10：30～11：30おしゃべりハウスをぜひご覧ください。

アルサス活性化協議会では会員を募集しています。
詳しくは、佐井定期観光(株) 島野・岡村まで

戸籍の窓口

5月15日現在

◎ご結婚おめでとう

(廣瀬 太一 北海道
宮木 幸子 矢 越)

(柿崎 孝行 青森市
横浜 伸代 大佐井)

◎おくりあげ申し上げます

福田 徳義 (マツエ) 磯 谷
田中 定雄 (まり子) 福 浦
横濱 富作 (四志一) 磯 谷

※個人のプライバシーを尊重する意味で、掲載して欲しくない方は、届出の際、係に申し出てください。

今日は何の日?

6月5日 世界環境デー

国連による国際的な記念日です。その由来は、1972年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念しています。1972年12月15日に、日本とセネガルの共同提案により国連で制定されました。日本においては、平成5年の環境基本法の制定時に「環境の日」と銘々し、記念日として設けられています。



お詫び

※5月号広報さいのお詫びと訂正
【平成18年度消防団観閲式】
消防功労者
永年勤続賞20年以上 第7分団
越前弘行 → 越膳弘行
関係各位に深くお詫びいたします。

村営住宅入居者を募集します

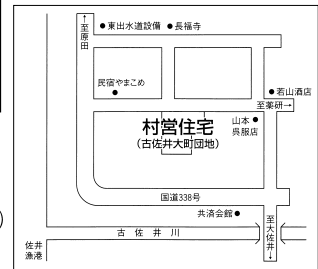
1. 団 地 名 古佐井大町団地
2. 場 所 佐井村大字佐井字古佐井68番地
3. 募集戸数 1戸 (E号)
4. 規模・構造 木造2階建 床面積79.9㎡ 2LDK 風呂 水洗トイレ
5. 入居者資格

- ・同居し、または同居しようとする親族がある方。
- ・入居しようとする世帯全員の収入が次の範囲内にあること。
 - 1) 一般世帯…政令月収20万円以下
 - 2) 裁量階層世帯 (高齢者・障害者世帯等の場合) …政令月収26万8千円等以下
- ・単身入居者であっても、50歳以上で常時介護を要しない自立生活を営むことができる方等の定められた要件に該当する方。

6. 家 賃

政令月収(入居者総所得)	月額家賃
0円~123,000円	21,100円
123,001円~153,000円	25,700円
153,001円~178,000円	30,300円
178,001円~200,000円	35,000円

位置図



7. 申込方法

- ・申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付して期日までに提出してください。
 - 1) 申込用紙 (役場産業建設課にあります)
 - 2) 住民票の写し (謄本又は抄本)
 - 3) 入居者全員の平成17年度の所得証明書 (所得の無い方も必要となります!)
 - 4) 役場等で出す納税証明書 (国民健康保険税等)

8. 入居者選考方法

申込書の記載内容を調査した結果をもとに決定します。なお、複数の申込みがあった場合は、抽選等により決定します。

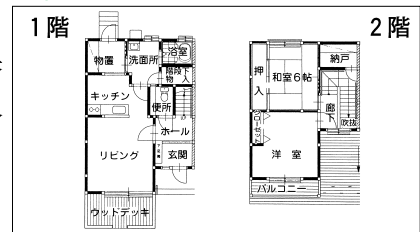
9. 入居申込締切

平成18年6月15日(木)午後5時迄

10. 申し込み・問い合わせ先

佐井村役場 産業建設課 建設係 TEL 3 8 - 2 1 1 1 (代表) 内線 2 0

標準間取図



「広報さい」広告掲載料のお知らせ

村では、4月1日より広告掲載料を村内外の事業所を問わず、下記のとおりとしましたのでお知らせします。事業所や各団体のみなさん、広報さいをご活用ください。

- (1) 下1段 (たて4cm×よこ15cm) 掲載1回につき
カラー 5,000円 単色・2色 4,000円
- (2) 下1段の2分の1 (たて4cm×7.5cm) 掲載1回につき
カラー 3,000円 単色・2色 2,000円

※申込日は、前月1日~15日までとなっております。

◇お問合せ 佐井村役場総務課広報情報係 3 8 - 2 1 1 1

●各種回数券のお求めは、下記委託販売店をご利用ください。

- ★佐井観光協会(アルサス内)
- ★磯谷…東出商店
- ★長後…滝本商店

ほんとにいい切符です

福祉回数券 (7片回数券)

- 5枚買って2枚サービス。 ■片道500円以上のバス賃から。
- 65才以上の方に限ります。

お問い合わせは 下北交通株式会社

本社 〒035-0041 青森県むつ市金曲1-8-12
☎(0175) 23-3111